

# 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 自 平成18年4月1日  
(第3期) 至 平成19年3月31日

成田国際空港株式会社

千葉県成田市古込字古込1番地1

(671056)

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月14日
【事業年度】	第3期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	成田国際空港株式会社
【英訳名】	NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森中 小三郎
【本店の所在の場所】	千葉県成田市古込字古込1番地1
【電話番号】	0476-34-5400
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 今田 憲仁
【最寄りの連絡場所】	千葉県成田市古込字古込1番地1
【電話番号】	0476-34-5400
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 今田 憲仁
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

### 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月25日に提出いたしました、第3期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

### 2 【訂正事項】

#### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

#### 4 関係会社の状況

#### 第4 提出会社の状況

#### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

#### 第7 提出会社の参考情報

#### 2 その他の参考情報

### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 4【関係会社の状況】

(訂正前)

連結子会社

名称	住所	出資金又は 資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
成田高速鉄道アクセス㈱	千葉県船橋市	11,172	第三種鉄道事業 (平成22年度開業 予定)	54.5	同社は成田新高速鉄道(印旛日本医大～ 成田空港)の開業に向け、現在、整備に 必要な用地取得及び工事を行っておりま す。 役員の兼任 2名

持分法適用関連会社

名称	住所	出資金又は 資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容

- (注) 1. 議決権の所有割合欄の(内書)は間接所有割合であります。  
2. 上記連結子会社及び持分法適用関連会社は特定子会社に該当しません。  
3. 上記連結子会社及び持分法適用関連会社に有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

(訂正後)

連結子会社

名称	住所	出資金又は 資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
成田高速鉄道アクセス㈱ <u>(注) 2</u>	千葉県船橋市	11,172	第三種鉄道事業 (平成22年度開業 予定)	54.5	同社は成田新高速鉄道(印旛日本医大～ 成田空港)の開業に向け、現在、整備に 必要な用地取得及び工事を行っておりま す。 役員の兼任 2名

持分法適用関連会社

名称	住所	出資金又は 資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容

- (注) 1. 議決権の所有割合欄の(内書)は間接所有割合であります。  
2. 成田高速鉄道アクセス㈱は特定子会社に該当しております。  
3. 上記連結子会社及び持分法適用関連会社に有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(9) <略>

(訂正後)

(1)～(9) <略>

#### (10) 取締役の定数

当社は、10名以内の取締役を置く旨、定款に定めております。

#### (11) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨、定款に定めております。なお、解任に関する定めはありません。

#### (12) 取締役会で決議できることとした株主総会決議事項

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役及び監査役に期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

#### (13) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(訂正前)

(1)～(7) <略>

(訂正後)

(1)～(7) <略>

(8) 訂正発行登録書

平成19年6月20日関東財務局長に提出。